

第2次尾鷲市環境基本計画の進捗状況等調査結果

環境分野	分野別施策	施策の実績(平成25年度～令和4年度)				調査結果		全体評価	
		実施年度	事業名	実施内容	担当課	資料調査 【年次】は「尾鷲市の環境」より 【HP】はウェブサイトより	アンケート調査		
海浜・河川の保全と創生	海浜や河川環境の保全、多様な生物の生息環境、良好な景観、自然とのふれあいの場を提供する観水空間の保全に努めます。	H25～	環境教育事業	市内河川の水生生物を調査を通して小中学生に自然環境、生活環境について考え知る機会を作る。	環境課	【年次】 昭和62年から中川にて水生生物調査を実施。 令和元年8月9日 第32回水生生物調査 13名参加 【HP】 尾鷲湾及び賀田湾にて毎月水質調査を実施し、尾鷲市HPにてデータを公開。	【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「川のきれいさについて」満足・やや満足とする回答は6割以上、「海のきれいさについて」満足・やや満足とする回答は約5割、「水辺とのふれあいについて」満足・やや満足とする回答は約3割で、いずれも前回調査より改善している。 【市民】 尾鷲市「自然とふれあう機会の実現に努めるとともに、海浜や河川の整備にあたっては生態系に配慮した工法を推進する等、自然の多様性を保全・創出します。」	海浜・河川の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 現行計画の取組みを継続するとともに、「おわせSEAモデル」のプロジェクトに関連して、藻類、磯、砂浜などの保全についての取組みを追加する必要があります。	
		H25～	水産多面的機能発揮対策事業	環境・生態系の維持・回復など漁業者等が行う水産業の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。	水産農林課				
		H25～	河川改良事業	現地に採取された石を利用して、擁壁を施工するなど、周辺の自然環境に配慮した施工に努める。	建設課				
		H25～R1,R3	尾鷲湾及び賀田湾における藻類追跡調査事業	三重大学薬理学研究室に藻類調査を委託することで、海藻類生等の長期的なデータを蓄積し、維持・再生に繋がる知見の収集を図る。	水産農林課				
自然環境	河川や海岸の改修を行うにあたっては、生物の生息環境の保全と創生を図り、多自然型護岸など自然環境に配慮した整備を推進します。 農業用水路やため池など、良好な緑を有し多様な生物の生息空間となっている水辺については、ヒートアップの創生や遊歩道等の整備を検討します。 海岸の整備にあたっては、景観や生態系に配慮しつつ緩傾斜護岸や遊歩道等の整備など、海浜の利用を増進するための観水空間の創生に努めます。 森林地域の地形や地質に配慮しつつ、水源かん養等の公益的機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。	H25～	河川改良事業	現地に採取された石を利用して、擁壁を施工するなど、周辺の自然環境に配慮した施工に努める。	建設課				
		H25～R1,R3	尾鷲湾及び賀田湾における藻類追跡調査事業	三重大学薬理学研究室に藻類調査を委託することで、海藻類生等の長期的なデータを蓄積し、維持・再生に繋がる知見の収集を図る。	水産農林課				
		H19～	森林環境創造事業	公益的機能の低下が懸念される森林のうち、環境林としての位置づけを行った森林について、20年間の整備計画に基づいた所有者負担のない公益的な森林整備(間伐)を行い、森林の持つ公益的機能を高める。	水産農林課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「森(緑や山)の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 【みんなの森プロジェクト】に関する取組みを明確化するとともに、耕作放棄地問題に対応した取組みを追加する必要があります。	
		H19～	尾鷲みどりの基金事業	森林は木材生産のほか、水源涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収、貯蔵や騒音防止などの生活環境の保全機能など公益的機能を有している。この森林の持つ公益的機能を保持しつつ、地域林業の振興を図るため、尾鷲みどりの基金を活用し、森林組合おわせが行う林業振興事業、林道の改良・維持管理に繋がる事業に要する経費に対し、基金の予算の範囲内において支援する。	水産農林課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「森(緑や山)の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 【みんなの森プロジェクト】に関する取組みを明確化するとともに、耕作放棄地問題に対応した取組みを追加する必要があります。	
		H19～	中山間地域等直接支払事業	対象農地における耕作、適切な農用地の管理及び共同取組活動として、対象農用地に関連する水路、農道等の適正な管理(草刈等)を行う団体に補助金を交付する。	水産農林課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「森(緑や山)の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 【みんなの森プロジェクト】に関する取組みを明確化するとともに、耕作放棄地問題に対応した取組みを追加する必要があります。	
		R2～	流域防災機能強化対策事業	山腹崩壊の発生源となる部分や、土壌侵食のおそれがある深流伏しの森林において、根茎や下層根生の発達を促す森林整備を実施し、流域防災機能の強化を図る。	水産農林課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「動物の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 【みんなの森プロジェクト】に関する取組みを明確化するとともに、耕作放棄地問題に対応した取組みを追加する必要があります。	
		R1～	森林経営管理事業	林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮を目的として、経営や管理が適正に行われない森林について、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する。	水産農林課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「動物の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 【みんなの森プロジェクト】に関する取組みを明確化するとともに、耕作放棄地問題に対応した取組みを追加する必要があります。	
		H19～	FSC事業	FSC森林認証制度は、環境・経済・社会の3つの側面から一定の基準をもとに適切な森林経営が行われている森林を認証する制度であり、「森林管理の為のFSC10の原則」に基づき持続可能な森林経営を図る。	水産農林課	【HP】 令和3年度から、民間企業からの支援を受け、市有林を一般市民向けの森林とのふれあいの場「みんなの森」として整備(みんなの森プロジェクト)。	【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「動物の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 【みんなの森プロジェクト】に関する取組みを明確化するとともに、耕作放棄地問題に対応した取組みを追加する必要があります。	
		H19～	尾鷲産材活用促進事業	市内において尾鷲産材を使用して住宅建築を行う者に対し、その建築費の一部について補助金を交付する。	水産農林課				
		R4～	みどりの食料システム戦略緊急対策事業	「みどりの食料システム戦略」に掲げられている化学農薬、化学肥料の削減と有機農業の推進をはかることで、環境にやさしい持続可能な農業を普及させるため、生産者や専門家などの意見を交えた農地での試験などを実施し、試験結果に基づく実施計画の策定を行う。	水産農林課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「動物の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実行されていると評価できる。 【みんなの森プロジェクト】に関する取組みを明確化するとともに、耕作放棄地問題に対応した取組みを追加する必要があります。	
野生動物植物との共生	多様な野生動物植物の保護を図るため、自然の改変を伴う公共事業等を行う際においては、多自然型工法等を取り入れます。 天然記念物に指定されている種や「絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律」(レッドデータブック、自然環境保全基礎調査報告書などで指定されている種などの稀少な生物)については、その保護に努めます。 市域に生息する生物種や生息状況等を把握するとともに、自然(生物)のネットワークの保全に努めます。 稀少な野生動物の生息状況等に関する定期的な調査を実施するとともに、その動向を把握し、種の保護と生息環境の保全に努めます。 広葉樹林や複層林の育成など、多様な森林整備に配慮します。 市街地周辺では緑地の保全と創出に努めるとともに、多様な生物が生息・生育するビオトープの創生に努めます。 農作物等や人の生活環境に被害を及ぼす野生鳥獣については、駆除や、防護柵の設置支援などにより適正な管理に努めます。	H30～	一般保護事業	三重県指定天然記念物ジュロウカンアオイ自生地にて、三重県多様な野生動物アドバイザー・三重県みどり共生推進課、尾鷲市教育委員会等、関係機関や有識者と合同調査を実施し、株数や開花数等を確認している。	生涯学習課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「動物の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	野生動物植物との共生は道平であり、今後も継続して野生動物の保護と適正管理を両輪で進める必要がある。 【施策目標の案】 希少な動物植物の保護に努めるとともに、野生動物に対する正しい知識の普及啓発を行い、生物多様性が保全された地域づくりをめざします。	
		H19～	鳥獣被害対策強化事業・有害鳥獣対策事業	三重県猟友会尾鷲支部の駆除活動に対して補助することによって、有害鳥獣の駆除を円滑に進める。尾鷲市内における有害鳥獣の追い上げ及び駆除(対象となる有害鳥獣、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ)。 ・鳥獣被害多発地域の見回り/トロール ・住民からの被害状況の聞き取り、報告 ・被害状況の撮影、報告 ・野生有害鳥獣の死がい処理 ・住民から通報があった際の上記内容への緊急対応	水産農林課	【尾鷲市鳥獣被害防止計画】(計画期間令和2年～令和4年)の公表	【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「動物の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	野生動物植物との共生は道平であり、今後も継続して野生動物の保護と適正管理を両輪で進める必要がある。 【施策目標の案】 希少な動物植物の保護に努めるとともに、野生動物に対する正しい知識の普及啓発を行い、生物多様性が保全された地域づくりをめざします。	
		R3～	木育推進事業	尾鷲の海・山・川の自然体験をとおして、尾鷲の魅力である自然を知ると共に生徒の成長を促すことを目的とします。	水産農林課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「動物の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は約5割であり、前回調査より改善している。(問1)	野生動物植物との共生は道平であり、今後も継続して野生動物の保護と適正管理を両輪で進める必要がある。 【施策目標の案】 希少な動物植物の保護に努めるとともに、野生動物に対する正しい知識の普及啓発を行い、生物多様性が保全された地域づくりをめざします。	

第2次尾鷲市環境基本計画の進捗状況等調査結果

環境分野	分野別施策	施策の実績(平成25年度～令和4年度)				調査結果		全体評価	
		実施年度	事業名	実施内容	担当課	資料調査 【年次】は「尾鷲市の環境」より 【HP】はウェブサイトより	アンケート調査		
環境に対するマナーの向上	不要な空ぶかしや急発進・急加速の自粛など、大気汚染の防止とあわせた騒音・振動に対する市民意識の向上に努めます。						【事業者】 「エコドライブやアイドリングストップをするよう指導している」についての「実行している」との回答は54.8%。【問1】	生活環境の保全に関する満足度は市民・事業者ともに高く、各種法令に基づく規制や市民・事業者の率先した取組みは着実に実行されていると評価できるが、尾鷲港における水質改善、公害苦情の申立て、空き家の増加などの課題もある。 各施策の取組みは継続が望ましいが、重複する内容も多いため、防災に関する施策と統合した上で再整理が必要。	
	テレビやピアノなどの生活騒音についての啓発を行い、生活騒音の発生防止に努めます。								
	動物の飼養などについて、適正な指導を行うとともに、ペットの飼い主のマナー向上に向けた啓発に努めます。 ポイ捨て禁止条例に基づいて、市内における空き缶や吸い殻等のポイ捨てを防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを進めます。	H25～	海岸清掃事業	台風や異常気象等により打ち上げられた流木・塵芥及び海上浮遊物等を除却処理することにより、快適な港湾空間の形成を図られることを目的とする。	建設課	三重県からの委託により、尾鷲港、三木里海岸の清掃維持管理を尾鷲市と尾鷲港運営協議会及び、三木里観光協会が行っている。	【市民】 「ポイ捨ての禁止」について「常に実行」との回答は95.0%で最も多い。【問5】		
浄化、改善対策、予防措置	建設作業に伴う騒音・振動について、規制・基準等の遵守の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型の建設機の使用を進めます。	H25～	道路改良事業	道路工事の設計積算時には、生活環境に配慮した低騒音型建設重機を選択し工事を発注している。	建設課			【施策の例】 (1)大気環境の保全 (2)水環境の保全 (3)土壌環境、地盤環境の保全 (4)騒音、振動、悪臭の防止 (5)化学物質汚染の防止 (6)緑地の保全 (7)防災、減災の強化 (8)監視、指導	
	採石業によって発生する濁水、騒音、物じんなどの問題を、関係機関、業者と協議し、改善対策を進めます。	H25～	環境調査対策事業	採石事業者と賀田区の間で締結している二つの合意書に基づく定期会議に出席。また、定期会議にて目標値遵守の資料とするため、降下ばいじん(5地点)および騒音測定(2地点)を毎月実施。測定結果を県に提供し問題解決に向け三者で話し合いを行っている。	環境課	【年次】 降下ばいじん量は、経年的には横ばいで推移している。			
	運管壁の設置や低騒音(排水性)舗装、緩衝緑地等の整備など、総合的な道路交通対策に努めます。 米のとぎ汁の浄化活動や、使用済み食用油を使用した廃油石けんづくりの活動など、日常生活における生活排水の浄化に取り組み活動の普及・啓発に努めます。						【年次】 令和2年度における中川下水路のBOD値が28mg/Lと高い値を示している。		【施策目標の実】 「良好な生活環境を保つため、環境調査を継続するとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い、公害の発生防止に努めます。」
	河川や排水路等から発生する悪臭については、水質改善とあわせて総合的な対策を検討し、悪臭防止に努めます。	H25～	下水改良事業	雨水側溝・生活排水路を整備・維持管理を行うことにより、豪雨時における家屋の浸水を防ぐとともに、悪臭等の改善に努める。	建設課	【年次】 平成23～令和2年度における苦情の発生状況は、悪臭が最も多く、年間4～16件となっている。	【事業者】 「水質汚濁物質の排出削減に努めている」について「実行している」との回答は、47.8%で2番目に多い。【問2】 「海清・河川の保全と創生」について「重要・やや重要」との回答は75.8%で最も多い。【問8】	「自然や歴史等を活用した景観の保全と創生を推進するとともに、清潔で美しいまちづくりに努めます。」 「自立分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能などを活用して、災害に強いまちづくりを進めます。」	
	合併処理浄化槽の普及と適正な管理に努めます。	H25～	浄化槽普及促進事業	合併処理浄化槽の設置時の補助を行うことにより、市内の住宅における汲取り便槽や単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換及び住宅新築時の合併小火葬設置の促進を図る。	環境課	生活排水の処理については、「生活排水処理基本計画」に基づいて、公共下水道と同等の処理能力を有する合併処理浄化槽の設置に補助金を交付し、普及を促進してきた。 また、平成26年4月より、既設の単独処理浄化槽の撤去費用に関する補助金及び、単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換される場合の配管費用に関する補助金を新設し、一層の転換促進に努めている。		【重点施策】 市民・事業者アンケートにおける「満足度-重要」の分析から、優先して実施が求められる施策として「災害に強いまちづくり」が挙げられる。	
	雨水浸透マスの設置や透水性舗装の導入等により、雨水の地下浸透を改善し地下水のかん養に努めます。	H25～	都市計画街路事業	事業認定を三重県から受けるなど、計画的に都市計画道路(坂場親吉町線、尾鷲港新田線、日原野線の3線の歩道部を、透水性舗装に改良し、かん養及び、下水水量の抑制に努める。	建設課		【事業者】 「雨水浸透マスを設置している」について「実行している」との回答は、10.4%で2番目に少ない。【問2】		
公共施設等において雨水を利用した施設の設置ならびに家庭や建物、工場等における雨水の有効利用に努めます。						【事業者】 「雨水利用や中水利用を図っている」について「実行している」との回答は、5.2%で最も少ない。【問2】			
生活環境	PRTR制度に基づく化学物質の管理を指導するとともに、県や国などとの連携のもと、化学物質による汚染状況の把握に努めます。 工場や事業所などに対して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、三重県生活環境の保全に関する条例、公害防止協定などに基づく排出基準の遵守・徹底など、適切な指導に努めます。	H25～	環境調査対策事業	環境保全協定を締結している3事業所に対し、協定値の遵守状況を把握するため、月1回以上の大気・水質・騒音・振動・悪臭に係る測定結果等の定期的な提出の徹底及び周辺水環境等の監視を含めた事業所排水の立ち入り調査等を行っている。	環境課	【年次】 令和2年度における一般環境大気測定局の大気汚染の状況は、二酸化硫黄(SO2)、二酸化窒素(NO2)は環境基準を達成しており、引き続き良好な状態を保っている。その他大気環境については引き続き横ばいで推移している。 河川の汚濁状況についてBOD値を指標にみると、市街地を流れる北川と中川を除いて、BOD値は0.8mg/L以下であり、環境基準AA類型に該当する水質を維持している。海清については、尾鷲湾の指定水域すべてにおいて環境基準不適合となっている。近年では大規模工場、事業場起因する騒音の苦情件数は減少している。	【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「空のきれいさ」について「満足・やや満足とする回答は91.3%で最も多く、「空気のきれいさ」について「満足・満足とする回答は87.0%で2番目に多い。【問1】		
	環境汚染が発見された際には、汚染状況や原因等の究明を行い、汚染の拡大防止に努めます。 法規制の対象とならない工場や事業所などに対しても、関係機関との連携のもとに適切な指導に努めます。						【事業者】 「水質汚濁物質の排出削減に努めている」について「実行している」との回答は、47.8%で2番目に多い。【問2】	施策「監視、指導の徹底」に対する満足度は低かった。【問8】	
	工場や事業所などに対し、環境汚染を防止するための啓発・指導を行うとともに、計画的な環境対策への支援を行います。 農業や肥料、家畜のふん尿による環境汚染を防止するため、農業取締法や肥料取締法に基づいて、適正かつ効率的な使用の指導・徹底を行います。						【事業者】 「堆肥の利用や農業の削減に努めている」について「実行している」との回答は12.2%。【問2】		
	工場や事業所等に対し、地盤沈下を防止するための啓発・指導を行い、地盤沈下の未然防止に努めます。 特定フロン等のオゾン層を破壊する物質については、なお一層適正な回収処理を進めるとともに、代替フロン等についても、国際的な削減計画に基づき、適切な指導を行います。						【事業者】 「フロン等の使用抑制を行っている」について「実行している」との回答は26.1%。【問2】		
	工場などに対して硫黄酸化物や窒素酸化物等の適正な排出規制・指導などを行い、酸性雨の原因物質の排出抑制に努めます。					【年次】 令和2年度における一般環境大気測定局の大気汚染の状況は、二酸化硫黄(SO2)、二酸化窒素(NO2)は環境基準を達成しており、引き続き良好な状態を保っている。	【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「空のきれいさ」について「満足」との回答は66.8%で最も多く、「空気のきれいさ」について「満足」との回答は60.0%で2番目に多い。【問1】		

第2次尾鷲市環境基本計画の進捗状況等調査結果

環境分野	分野別施策	施策の実績(平成25年度～令和4年度)				調査結果		全体評価
		実施年度	事業名	実施内容	担当課	資料調査 【年次】は「尾鷲市の環境」より 【HP】はウェブサイトより	アンケート調査	
景観の保全と創生	建設業者に対して自然や周辺の環境に配慮した施工の普及に努めます。	H25～	河川改良事業	現地に採取された石を利用し、擁壁を施工するなど、周辺の自然環境に配慮した施工に努める。	建設課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「歴史的遺産の豊かさ」や「まちなみについて」の満足度は前回調査と同様に低かった。《問1》	
	建築行為などに関する適正な規制等を行い、都市緑地の保全、良好な自然景観の保全に努めます。	—	—	関連法令により、都市緑地の保全、良好な自然景観の保全に努める。	建設課			
	建築物の形態規制等により良好な景観の形成・保全を図るとともに、自然や歴史等を活用した景観の保全と創生を進めます。 世界遺産「熊野古道」とのつながりを意識した景観整備を進めます。	H25～	一般保護事業	文化財調査委員による文化財等の調査を行い、保護管理等について検討を行う。 また、熊野古道に関しては、プロパティの修繕、パトロール、除草作業、森林施業との安全調整等の経費補填を実施する。 文化財調査委員5名、文化的景観保全審議会委員12名、環境保全指導員4名	生涯学習課			
	道路の整備に際しては、周辺環境を含めたデザインや色等について配慮するとともに、植栽やオープンスペースの確保など、良好な景観形成に努めます。	H25～	道路改良事業	熊野古道等に関する尾鷲市管理市道を含め、周辺環境に調和するよう良好な景観形成に努める。	建設課	【年次】 尾鷲グリーンクラブが中心となり、令和2年6月、10月に紀宝通り・観音通りのフラワーボックスの花苗の植え替えを実施した。		
空家・空地の適正管理を所有者に呼びかけるとともに、有効活用を図ります。						【市民】 「以前と比較した尾鷲市の環境について」悪くなった点の具体的な意見に「空き家が増えた」があった。《問3》 「市に対するご意見等」に寄せられた意見として空き家の管理に関するものが11件あった。《問11》		
3Rの推進	分別品目の周知、指導により、ごみの分別収集の徹底に努めます。	H3～	廃棄物処理行政の推進	ごみ収集カレンダーを年1回作成・配布することにより、適正な可燃ごみの排出や資源ごみの分別につなげる。	環境課		【市民】 尾鷲市の現状に対する満足度で「ごみの分別・リサイクルの状況」について、「は前回調査よりやや低くなったが、尾鷲市の環境目標の取組み「3Rの推進」に対する満足度は高かった。《問1、問8》	3Rの推進に関する取組みは着実に実施されていると評価できるが、リサイクル率の減少傾向や、リサイクル可能な製品の製造・販売や使い捨て製品の使用・購入の抑制についての取組みは低いなどの課題もあり、市民・事業者の行動につながる施策を称とすべき必要がある。 海洋プラスチック問題、食品ロス問題、循環経済(サーキュラーエコノミー)など新たな課題に対応した取組みを追加する必要がある。 【施策の例】 ごみ減量・資源化の推進 【施策目標の案】 3R(ごみの発生抑制・再使用・再生利用)とごみ分別を実施することで、排出量の削減と資源化に努めます。 【重点施策】 世界的な人口増加と経済成長を背景に、大量生産・大量消費・大量廃棄の線形経済から循環経済への移行が世界的に求められており、優先して実施が求められる施策として「循環経済の推進」が挙げられる。
	指定ごみ袋制度の導入(ごみ有料化)、生ごみ処理機購入費補助による生ごみ堆肥化の促進など、ごみの減量化に向けた取り組みを進めます。	H25～	塵芥収集の推進	有料の指定ごみ袋制度を導入し、ごみの減量化を推進する。	環境課	「一般廃棄物処理基本計画」(令和3年)平成27～令和元年度の生活系ごみ排出量は、平成30年度に激増しているものの減少傾向。		
	事業者における環境マネジメントシステムの導入やごみ減量化計画の策定など、製造、流通、販売等の各段階における、計画的な廃棄物の減量化に努めます。	H25～	環境保全対策事業	家庭から排出される生ごみを抑制するため、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ガーデنشレッダーを購入する家庭に、最高3万円(対象経費の1/2)を補助。	環境課	「一般廃棄物処理基本計画」(令和3年)平成27～令和元年度の事業系ごみ排出量は、平成29年度にかけて減少したが、平成30年度以降は微増傾向。		
	事業者における使い捨て商品の製造・販売や過剰包装の自粛など、ごみの発生抑制に向けた協力を呼びかけます。 自治会やPTA、子ども会など各種団体による資源ごみの集団回収を支援します。	H3～	環境保全対策事業	自治会、子ども会、PTA等の市民団体に対し、頒布金を交付することにより、市民の資源集団回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量の促進を図る。 回収した古紙類1kg当たり5円を奨励金として公布する。	環境課			
	過剰包装商品の購入自粛、繰り返し使える物の購入、大量消費・廃棄の生活習慣の見直し、資源回収の拠点整備を進め、市民のリサイクル活動を支援します。	H12～	資源ごみ収集の推進	資源物常設ステーションを設置する。 回収拠点のステーションボックスの修繕等維持管理を行う。	環境課	「一般廃棄物処理基本計画」(令和3年)平成27～令和元年度のリサイクル率は減少傾向。		
	市民に対してリサイクル意識の向上を図るための啓発に努めるほか、リサイクル可能なごみについては、なお一層の分別・資源化を進めます。	H12～	資源ごみ収集の推進	資源ごみ等の分別意識の向上を目的に広報誌等により周知徹底を促す。 (特に資源プラスチック類と紙類を啓発。)	環境課			
	気軽に参加できるリサイクル活動の機会や場を提供し市民や事業者の意識向上に努めます。	H12～	資源ごみ収集の推進	使用が出来るが不要となった家具を収集、展示し、希望者に引渡しを行うことにより、再利用する。	環境課			
	廃棄物の再資源化、再利用のための意識向上を図るため、講習会やイベントなどの機会と場づくりを提供します。 建設リサイクル法に基づいた建設副産物の再利用や、焼却灰など二次的に発生する廃棄物等の再利用を図るための取り組みを進めます。 製造業者に対して、環境への負荷の少ない製品の開発や製造工程の改善を促すなど、環境への負荷の低減に努めます 環境に配慮した製品購入のための消費者・事業者・行政・団体等のネットワークづくりを進めます。	H25～	道路改良事業	道路改良工事に利用するコンクリート製品等には、再生品を積極的に利用する取り組みを進めている。	建設課			
	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、一般廃棄物の適切な処理体制を確立します。	R2～	環境保全対策事業	令和2年度から令和11年度までの10年間を目標年次とし、尾鷲市一般廃棄物処理基本計画を策定し、長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物の推進するために必要な基本的事項を定めた。	環境課	「一般廃棄物処理基本計画」(令和3年)の令和3年度資源化率23.9%に対し、令和3年度資源化率実率21.62%。	【市民】 「廃棄物の適正処理」に対する満足度は高かったが、「市に対するご意見等」に寄せられた意見として野焼きに関するものが4件あった。《問8、問11》	
	防止看板設置など不法投棄の防止、廃棄物の野焼きによる環境影響や法的禁止事項の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、監視体制を強化します。 処理施設の維持管理に際しては、環境への影響に関するモニタリング調査の実施や適正な廃棄物の受入管理に努めます。 ごみの燃焼処分に伴い発生するダイオキシン類等の有害物質の排出抑制を図るなど、ごみ焼却施設等の適正な管理に努めます。	H25～	環境美化の推進	監視パトロール及び撤去作業、不法投棄防止看板を設置し、また、指導等を行うことにより不法投棄や野焼きの防止を図る。	環境課		【事業者】 「廃棄物の適正処理」に対する満足度は高かった。《問8》	
事業系廃棄物については、事業者自ら減量化計画を策定するなど、排出事業者の処理責任の徹底に努めます。	H25～	ごみ処理事業	清掃工場の適正な運転を行う為、適正な焼却温度での焼却管理やダイオキシン等測定検査・ばい煙測定などの委託業務による計正な基準値内の適正管理、又、清掃工場の施設点検や老朽化による機能回復を目的に修繕・工事などの維持管理にて焼却業務を円滑に行う。	環境課	「一般廃棄物処理基本計画」(令和3年)平成27～令和元年度の事業系ごみ排出量は、平成29年度にかけて減少したが、平成30年度以降は微増傾向。	【重点施策】 「廃棄物処理法」や各種リサイクル関連法、廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の適正処理に努めます。		
各種リサイクル関連法に基づく適切処理の徹底に努めます。	H12～	資源ごみ収集の推進	資源ごみを清掃工場にて細分化作業を行い有用物を抽出し、再資源化のため容器包装リサイクル協会及び再資源化業者による適正処理を行う。	環境課				
周辺の市町村での廃棄物の広域処理などについて検討を進めます。	H25～R3	広域ごみ処理施設整備事業	東紀州5市町による広域ごみ処理施設建設のため、一部事務組合設立準備会を経て、東紀州環境施設組合を設立した。	環境課				
家畜ふん尿などの適切な処理と有効活用を努めます。 農業用プラスチックの適正処理のための指導や情報提供を行うとともに、回収・処理体制の整備を進めます。								

第2次尾鷲市環境基本計画の進捗状況等調査結果

環境分野	分野別施策	施策の実績(平成25年度～令和4年度)			調査結果		全体評価	
		実施年度	事業名	実施内容	担当課	資料調査 【年次】は「尾鷲市の環境」より【注】はウエブサイトより		アンケート調査
省エネルギー対策	省エネルギーについて考える勉強会・講習会の開催や省エネルギー月間の設定など、市民・事業者等における実践活動を促進します。 省エネルギー機器の導入支援などにより、化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出量の削減に努めます。 家庭やオフィス、工場等における省エネルギー対策に関する情報提供を行います。					「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」 二酸化炭素排出量は平成27～29年度にかけて減少したが、平成30年度以降、やや増加傾向である。	【市民】 「不必要な電気の削減」、「電気・ガスの節約」等の省エネに関する行動の実行度は、前回調査からほとんど変化がみられなかった。《問5》 【事業者】 「電灯のスイッチをこまめに消している」、「冷暖房の温度を適正に保っている」等の省エネに関する行動の実行度は、前回調査からほとんど変化がみられなかった。《問1》	市民や事業者の行動から、地球温暖化防止に関する取組は着実に実行されているが、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて脱炭素社会の形成への取組みを加速化する必要がある。 国の「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」や「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」等に対応して、環境分野の見直し、施策の再整理が必要。 【環境分野の案】 脱炭素社会
	市街地においては、公園・緑地等の適切な配置と保全に努めるとともに、街路においては、植樹帯等を適宜配置し、緑の確保とあわせ水の循環機能の維持・向上に努めます。	H25～	道路維持事業・公園維持事業	利用者が安心・安全に利用できるように道路除草、植樹の剪定に努め、緑の確保を維持する。	建設課			
	再生可能エネルギーを公共施設で率先的に導入するとともに、災害時における非常電源として利用できる整備に努めます。 木質資源の供給や流通、加工事業などを支援し、木質バイオマスエネルギーの有効活用を促進します。 再生可能エネルギー等の導入支援などにより、化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出量の削減に努めます。 国や県による助成制度の紹介などにより、再生可能エネルギーの普及促進に努めます。					「自治体排出量カルテ」 再生可能エネルギーの導入容量累積は、平成26年度以降、順調に増加しており、その内訳は全て太陽光発電である。	【市民】【事業者】 施策「再生可能エネルギーの導入」に対する満足度は、地球環境に関する施策の中で最も高い。《市民・事業者 問6》 「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」の表明について、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」、「聞いたことがない」との回答は7～8割程度と多かった。	【施策の例】 (1)資源利用の効率化 (2)脱炭素に向けたまちづくり (3)再生可能エネルギーの導入促進 (4)森林吸収量の整備 (5)環境に配慮したモビリティ対策 (6)気候変動への適応 【施策目標の案】 脱炭素社会の形成に向け、市民・事業者・行政の協働により温室効果ガスの排出の少ない生活の定着とまちづくりに努めます。
公共施設や工場等から発生する余熱の利用など、エネルギーの効率的利用の啓発に努めます。 マイカーから輸送効率の良い公共交通機関等への利用転換を進めます	H25～	公共交通事業	バス事業者に対し委託料や補助金を交付し、バス路線の運行を維持することにより、市民の交通利便を確保する。 市内の公共交通に関しては、ふれあいバス尾鷲地区、ふれあいバス須賀利地区、ふれあいバス八鬼山線、ふれあいバスハコソンの4路線であり、継続性のある路線及びダイヤの再編等を検討するとともに、公共交通全体のあり方について協議していく。 (1) 自主運行バス運行委託料 ふれあいバス八鬼山線、ハコソ線 (2) 尾鷲市コミュニティバス指定管理料 ふれあいバス尾鷲地区、須賀利地区 (3) 運賃平準化業務委託料 (4) 地域間幹線系統確保維持費補助事業 尾鷲長島線、島勝線 (5) 尾鷲市地域公共交通活性化協議会運営経費 平成25年～令和4年まで間、路線とダイヤの一部改正を行い、より利便性の高い交通体系の構築を図る。 平成25年～令和4年まで間、バス停の移転やバス停の延長等を行い、より利便性の高い交通体系の構築を図る。 平成26年には、バス車両の乗車口のスライドドアに乗降用の電動式時補助ステップを取り付けるなど、高齢者も安心して利用できるより利便性の向上を図っている。 平成30年度には、運転免許証自主返納者に対する割引制度を実施し、利用の促進を図っている。 令和元年度には、新型コロナウイルスが蔓延し始め、それに伴い、消毒などのコロナ対策を取り、ホームページに掲載するなどの周知を行うことで、安全・安心な移動手段の確保している。	政策調整課	「尾鷲市統計書」 旅客自動車登録台数は、平成25年以降、減少傾向である。 JR東海各駅乗車人員は、平成26年以降、減少傾向である。 「令和2年度国勢調査」 移動手段構成比は鉄道が1.0%、乗合バスが0.4%であり、自家用車の89.0%と比較して公共交通機関の利用率が極めて低い。	【市民】 環境に配慮した行動として「公共交通機関の利用」の実行度が最も高く、「市に対するご意見等」に寄せられた意見として公共交通機関の充実に関するものが1件あった。《問5、問11》 【事業者】 環境に配慮した行動として「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」の実行度が最も低かった。《問1》	【重点施策】 市民・事業者アンケートにおける「満足度-重要度」や「市に対するご意見等」の分析から、優先して実施が求められる施策として「再生可能エネルギーの導入拡大」と「持続可能な公共交通機関の構築」が挙げられる。	
地球環境	交通対策の推進		公共交通アンケート事業	ふれあいバス全体や各路線の評価・検証を行うため、市民アンケートを実施する。 ・1000人の市民を対象に公共交通アンケートを実施。 ・バス車内、車外での聞き取り等によるアンケート調査の実施。				
	交差点の改良や鉄道との立体交差化などの道路構造を改善し、交通の円滑化を図り、汚染物質の低減に努めます。 温室効果ガス排出量の少ない低公害車の普及を促進します。						【市民】 クリーンエネルギー自動車を導入している市民の割合は、前回調査の5.4%から21.5%へ増加した。 【事業者】 低公害車を導入している事業者の割合は、前回調査からやや減少した。	
	不要なアイドリング及び急発進・急加速の自粛など、エコドライブの普及に努めます。						【市民】 環境に配慮した行動として「エコドライブやアイドリングストップ」の実行度は、前回調査からほとんど変化がみられなかった。 【事業者】 環境に配慮した行動として「エコドライブやアイドリングストップをするよう指導している」の実行度は、前回調査からやや増加した。	
	流通・サービス業においては、物流の合理化などにより製造から卸、販売に至る過程での環境に配慮した物流システムの構築などを支援します。							

第2次尾鷲市環境基本計画の進捗状況等調査結果

環境分野	分野別施策	施策の実績(平成25年度～令和4年度)				調査結果		全体評価
		実施年度	事業名	実施内容	担当課	資料調査 【年次】は「尾鷲市の環境」より【HP】はウェブサイトより	アンケート調査	
防災	ハード整備	避難場所や避難経路の確保及びその周知を徹底します。	H25～R4	避難路整備事業	津波避難のために地域組織が主体的に検討し、それに基づいた避難路の整備を行う。	防災危機管理課	津波発生時や台風・大雨により土砂災害のおそれがある場合の、避難所・避難場所一覧を尾鷲市HPで掲載。	<p>【市民】 施策「災害に強い安全・安心のまちを創る(ハード整備)」について「不満・やや不満」の回答は34.8%で最も多く、「災害に強い安全・安心のまちを創る(ソフト整備)」について「不満・やや不満」の回答は31.4%で2番目に多い。</p> <p>【市民】【事業者】 施策「災害に強い安全・安心のまちを創る(ハード整備)」が災害に強い安全・安心のまちを創る(ソフト整備)に比べての重要度は高いが、満足度は低い。《問8》</p>
		道路、橋梁等の交通施設や、避難場所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、非常電源の確保に努めます。	H25～	道路メンテナンス事業	橋梁、トンネルの長寿命化修繕計画を5年毎に点検調査し、その判定により優先する工事計画を見直すなど計画更新に努めた。その修繕計画を基に、橋梁、トンネルの修繕工事を進め、道路利用者への安心安全な道路維持を行う。	建設課	HP上で橋梁、トンネルの長寿命化修繕計画を5年毎に更新掲載中。	
		老朽化した空家の対策や建築物の耐震診断を促進します。	H25～ R3	木造住宅耐震事業 尾鷲市空家等実態調査	今後発生すると予想されている南海トラフ型巨大地震に対し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について耐震診断等を行い、住宅の耐震化を促進することで地震による被害の軽減を図ることを目的とする。 市内全域の家屋を対象に、外観目視や実踏による現状確認を行い、空家と思われる物件の把握とともに、各空家の不良度判定を行ったほか、空家所有者に対するアンケート調査を実施した。	建設課 市民サービス課	【HP】 無料耐震診断とともに、補強設計・補強工事にかかる費用の補助を実施。	
	ソフト整備	防災訓練を実施するとともに、地域における自主的な防災活動を支援します。	H25～R4	地域の防災力の強化推進事業	様々な講習会や訓練を開催し、市民の防災力の向上を図り、自助・共助・公助への取り組みを推進する。	防災危機管理課	【HP】 要配慮者利用施設における避難確保計画を令和3年7月策定し、避難訓練を実施。	
		災害時の情報収集及び伝達手段の多様化を進めるとともに、学校における防災教育、市民向け講演会の開催等により、防災知識の教育に努めます。	H25～R4	防災行政無線デジタル化事業、エリアワンセグシステム整備事業等	防災無線放送やエリアワンセグ放送など情報伝達手段の多様性を図る取り組みを推進する。	防災危機管理課		
		有害物質等を扱う事業所の立地把握及び対応マニュアル策定の指導、事故発生時の対応事項を明確化します。 災害時に発生する廃棄物の処理に関する計画を検討します。	H28～	ごみ処理事業	平成28年に尾鷲市災害廃棄物処理計画を策定し、現在改訂のための検討中である。	環境課	【年次】 2021年5月、大栄環境株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結。	
環境教育・啓発	情報提供・啓発						【市民】 若年層を対象とした環境教育・学習は着実に実行されているが、行政に対して「市民に向けた環境に関する情報提供」に関する要望が高く、実行可能な取組みを再検討する必要がある。 行政に対して環境活動の支援への要望は低い。施策の実績が乏しい。各分野に共通する基盤的施策であり、市民・事業者との協働により取組みを実施する観点から、環境分野・施策の名称を変更しつつ、SDGsの理念も踏まえて継続して取り組む。	
	教育・学習	小・中学校などにおいて、身近な自然や環境問題を題材とした環境教育及び防災教育を進め、自然愛護や環境保全等についての理解と意識の向上に努めます。	H19～	環境教育事業	環境月間に合わせて啓発活動や「総合的な学習の時間」等で、それぞれの学校・地域の特色を生かした環境教育を実施し、自然体験、社会体験等で地域の人々との交流・連携を深め、学校周辺の美化活動も実施した。	教育総務課	【環境分野の案】 環境教育	
		教育現場や各地域において環境教育に携わる指導者の育成を図るため、研修や講習会等を開催します。	H19～	環境教育事業	教育現場を取り巻く複雑な社会状況の変化に合わせ、SDGsの研究や環境教育に関する全体計画の作成、教材・資料の開発を進めるなど、指導者の育成を図っている。	教育総務課	【環境分野の案】 環境教育	
	活動の支援	水生生物調査や簡易水質調査、自然観察会等、各種の環境に関する調査・イベント等を開催し、市民が気軽に参加できる学習の機会を提供します。	H20～	環境教育事業	市内河川の水生生物調査を通して小中学生に自然環境、生活環境について考え知る機会を作る。	環境課	【年次】 昭和62年から中川にて水生生物調査を実施。 令和元年8月9日 第32回水生生物調査 13名参加	【環境分野の案】 環境教育
		講演会やシンポジウム等の開催、環境家計簿の普及などにより、意識の向上に努めます。						【環境分野の案】 環境教育
環境に関する市民団体等に対して、情報やノウハウ及び活動の場の提供等、各種団体が広域的に展開するための支援を行います。							【市民】 行政への要望について「行政、事業者、市民(市民団体)のネットワークの構築」が22.9%、「市民(市民団体)や事業者が行っている環境活動を紹介する場や機会の充実」が21.1%、「環境をテーマにしたイベントなどの開催」が15.6%と比較的低い。《問11》	
環境マネジメントシステムに関する情報提供や中小企業の認証取得に対する支援を行い、適正な環境管理体制の確立に努めます。							【事業者】 行政への要望について「行政、事業者、市民(市民団体)のネットワークの構築」が19.1%、「環境をテーマにしたイベントなどの開催」が18.3%、「市民(市民団体)や事業者が行っている環境活動を紹介する場や機会の充実」が11.3%と比較的低い。《問11》	